

24/10/11 名古屋市議会財政福祉委員会（名古屋城部分）

（名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし）

委員長 浅野有（自民・西区）： 次に健康福祉局関係の所管事務調査を行います。
本日の案件は障害のある人もない人も共に生きるための政策の推進についておよび旅館業に係る規制の見直しの方向性についてであります。それでは障害のある人もない人も共に生きるための政策の推進についてを議題に供し、まず当局の説明を求めます

山田健康福祉局長： 本日は健康福祉局から所管事務調査といたしまして2件の案件をお願いをしております。初めに障害のある人もない人も共に生きるための政策の推進につきましてご説明をさせていただきます。

本市では障害のある人もない人もお互いを尊重し思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることのできるまち作りを一層推進するために、障害を利用理由とする差別の解消の推進に関する法律等の改正、名古屋城バリアフリーに関する市民討論会における差別事案に係る検証委員会の報告を踏まえまして、名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の改正を検討してまいりました。

また、本市の施設整備における障害者や高齢者等の当事者が参画する仕組みにつきまして誰もが使いやすい施設の整備を進めることにより、バリアフリーの街作りに繋がる取り組みとしての取り組みとして検討しているところでございます。このたびその検討の上、資料を取りまとめましたので、そのようにつきましてご説明をさせていただきたいと存じます。詳細につきましては総務課長から説明をさせていただきますよろしくお願いいたします。

総務課長： 失礼いたします。

それでは、お手元の財政福祉委員会説明資料（1）障害のある人もない人も共に生きるための政策の推進についてに基づき説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いします。

第1、名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の改正に関する検討状況についてでございます。

1、障害者差別解消の推進に係る本市の主な取り組みとして、本市では平成31年4月に条例を制定し障害者差別解消の推進に取り組んでまいりました。

まず（2）市職員への周知啓発等として、障害者差別解消庁内推進会議の開催、市職員対応要領の策定および職員向け研修を実施しております。

2ページをお願いします。

（3）の障害者差別解消支援会議、（4）の障害者差別相談支援相談センターおよび（5）の障害者差別解消調整委員会として、サービスの解消および解決を図るための仕組みを設けております。

右側 3 ページに参りまして、(6) 啓発として、ガイドブックや動画の作成活用などに取り組んできた他、本年 10 月からは、名古屋あいサポート事業および障害者の合理的配慮の提供支援に係る助成事業を開始しております。

4 ページをお願いします。

2、条例改正の検討状況でございます。

(1) に記載しております各種会議におきまして、条例改正の検討および意見聴取を行ってまいりました。

次に (2) 経過でございます。

まず令和 3 年 6 月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正されたことから、令和 4 年度より法改正の内容を踏まえた条例改正の検討を行ってまいりました。

こうした中、令和 5 年 8 月に施行されました名古屋城バリアフリーに関する市民討論会における差別事案に係る検証委員会の検証結果を、条例改正に反映する必要性が生じたため法改正の内容との整合性を図る必要がある部分のみ、令和 5 年度に改正いたしました。

今般、検証委員会の最終報告を受けまして、これまで検討を進めてきた事項とあわせ、条例改正を予定しております。

右側 5 ページには、経過を時系列で掲げておりますのでご覧いただきたいと存じます。

6 ページをお願いします。

(3) 障害を理由とする差別の解消をする法律等の改正の概要を、には国が策定する基本方針の改正の概要を掲げております。

右側 7 ページに参りまして、(4) のアでは、名古屋市障害者差別解消支援会議等でいただいた主な意見を、区分ごとに掲げておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

8 ページをお願いします。

では、名古屋市障害者施策推進協議会より、令和 5 年 8 月に提出されました名古屋城バリアフリーに関する市民討論会に対する意見書の中で条例改正に関わる部分を掲げております。

次に (5) では、検証委員会の最終報告の中で条例改正に関しいただいた具体的な提言を掲げております。

右側 9 ページに参りまして、3、条例改正の方向性でございます。

(1) 基本的な考え方として、障害者差別解消に向けたこれまでの経緯に加え、本市主催の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会において発生したような差別事案を二度と起さないといった決意のもと、所要の改正を行うこととしております。

10 ページをお願いします。

(2) 主な改正検討事項として、これまで県の検討結果を取りまとめた内容を掲げております。

まず定義では障害者の定義として、具体的な障害種別等を追加する他、事業者および意識のバリアフリー行動の定義を追加しております。

一つ目として、市の責務では、市および市職員の責務として、市職員対応要領を定め、遵守すること、また意識のバリアフリー行動を実践することなどを追加しております。

右側 11 ページに参りまして、上から 2 区分目の助言または斡旋の申し立て措置の求め勧告等では、検証委員会の最終報告を踏まえまして事業者に加え、差別事案の当事者が市の場合も、助言または斡旋の申し立て措置を求め、および勧告等の対象に含まれること、また、障害者差別解消調整委員会から市に対して措置の求めがあった場合、必ず勧告を行うことを追加しております。

次に 4、今後の予定でございますが、11 月、失礼しました 10 月からパブリックコメントを実施し、令和 7 年 2 月に条例改正案として上程させていただき予定でございます。

その後、令和 7 年 4 月から施行し広報啓発を行ってまいりたいと考えております。

12 ページをお願いします。

第 2、本市の施設整備における当事者参画の仕組みの検討状況でございます。

1、趣旨でございますが、障害者高齢者を初め、配慮を必要とする当事者等が、市が行う施設整備に参画する場を設けることで、当事者や行政では気づけない使いやすさ等のニーズを、施設整備に反映させ、誰もが使いやすい施設の整備を進めることにより、バリアフリーのまち作りに繋げる取り組みを行うものでございます。

次に 2、検討状況でございます。

(1) 検討体制にあります通り、名古屋市バリアフリー庁内推進会議を初め、庁内で検討すると共に、福祉のまちづくり推進会議において意見を伺ってまいりました。

合わせて検討段階から当事者の意見を聞きながら丁寧に仕組みを構築していくため、名古屋市障害者施策推進協議会および名古屋市障害者団体連絡会において意見を聴取してまいりました。

右側 13 ページに参りまして (2) では、令和 6 年 4 月からの検討経過を掲げております。

次に (3) では、福祉のまちづくり推進会議等において、いただいた主な意見を掲げております。

次に (4) の検証委員会の最終報告では、市が公共建築物を整備するにあたり障害者高齢者をはじめ、配慮が必要な当事者からの意見聴取や対話の仕組みを整備することを検討すべきというか再発防止に向けた提言をいただいております。

14 ページをお願いします。

3、バリアフリー整備相談資料の案でございます。

このページから右側 15 ページにかけまして、当事者参画の仕組みとして、現在検討中の案を当事者参画の場の構成当事者参画の実施時期、当事者参画の対象およびその他に区分して掲げております。

最後に 4、今後の予定でございますが、引き続き名古屋市バリアフリー庁内推進会議を初め庁内会議で検討を進めると共に、名古屋市障害者団体連絡会等において意見を伺いながら検討を進め、令和 7 年度に事業を開始したいと考えております。説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 浅野有（自民・西区）： 説明が終わりましたので、ご質疑等があればお許しいたします。

藤沢ちあき（自民・南区）： すいません。まず最初に検討している条例改正案の特徴何か教えてください。

担当課長： 失礼いたします。今回検討をしております条例改正の特徴につきまして私ども大きなもの2点あるというふうに考えております。

まず1点目といたしましては、差別相談の相手方として市を加えるということですね、市を相手方とする助言、またはあっせん措置の求めおよび勧告の手続きを行うことができるように改正するという点であると考えております。これは市が相手方となる差別相談につきましては市職員対応要領に基づき、各部局が責任を持って対応していくという理由ですね、現在の条例においては紛争解決の対象にしていけないというものを今回の差別事案を受けまして、検証報告でのご指摘も踏まえまして、改めるというものでございます。

また、もう一点の重要な改正というふうに考えておりますものが、障害者に対する差別を解消するための行動指針を追加するというものでございまして、そういった行動指針を定めることですね、障害および障害者に対する正しい理解、差別解消のための普及啓発というものをやっているこのように考えているところでございます。

藤沢ちあき（自民・南区）： 紛争解決の対象として市を含めるということで改めるということですが具体的にどのようなようになるか教えてください。

障害者差別解消バリアフリーの推進担当課長： 失礼いたします。

紛争解決の対象として市を含めるということでございます。これにつきましては具体的に申し上げますと、まず市がですね、何か事業の中で差別事当事者となった場合に、まずはお手元の資料でいいますと2ページ(4)というところに障害者差別相談センターというものがございます。まずこちらでその事案について相談をお受けをいたしまして、このセンターが間に入りまして差別事案の解消に向けた調整を行わせていただきます。

それでも解決をしない場合にお手元の資料2ページの(5)障害者差別解消調整委員会というものがございましてこちらに対して助言あっせんを求めていくとこういう流れになってくるということございまして、この調整委員会は条例上の設置でございますけれどもご覧いただくようにですね、学識経験者、障害当事者、障害福祉事業従事者等により構成される第三者委員会でございますので、こちらが、この事案に関しての助言斡旋案を出してくるとこういう流れになるかと思っております。

藤沢ちあき（自民・南区）： すいません。調整委員会から助言斡旋が市に出されたとしてもそれに従わせる強制力はあるのでしょうか、

担当課長： この調整委員会からの助言斡旋につきましては、強制力というものはございません。

ただですね例えばこの助言斡旋案に正当な理由なく従わないという場合には、勧告という手続きそれから更に勧告を受けてもそれに従わない場合には、場合によってはですね事業者名を公表するとこういうことは条例上手続きとして定めておりますけども、そこまでのものということでございまして従う義務というものはないというところでございます。

元々この差別解消条例につきましてはですね、基本理念におきまして障害者差別の解消を進めるに当たりましては当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすべきということになっておりますので、強制的な対応ではなく対話を通し相互理解を基にですね、自主的に改善できるように取り組んでいくと、市が当事者にあってもですねそういった姿勢で速やかに対応していくべきというふうに考えているところでございます。

藤沢ちあき（自民・南区）： 市が差別事案の当事者になる場合や調整委員会からの助言斡旋に従わない場合を想定しておくことを必要があることはもう本当に大変残念なことだと思えます。

そのように備えておくことは必要かと思うんですけども、実際に適用する場面が起こらないように当局としては差別事案が起こらないようにしっかりと対応していただきたいと思えます。

もう一つの重要な改正として、障害者に対する偏見差別を解消するための行動指針も追加するという予定だったと思うんですけども、これは具体的にどのように取り組んでいくのか教えてください。

担当課長： 障害者に対する差別偏見を解消するための行動指針の追加ということで考えております。お手元の資料で申し上げますと 10 ページのですね、主な改正検討事項のところから定義の上から三つ目でございます。意識のバリアフリー行動というものを私ども条例上定義をしていきたいというふうに考えております。この中身ご覧いただいた通りということでございますけれども、いわゆるですね意識上のバリアをなくすために、まずは誰もが障害および障害者に対する理解を深めていただくと、その上で相手の身になって考え、必要な行動を起こしていただくということをでございます、こういったことについて条例上きちんとまずは提示をし、これをですね行動指針として共通のものとして普及をさせていただきながら普及をしていただきながらですね、事業者、市職員、市民、この理解の具体的な政策を通じて普及を図っていくということですのでそのように考えているところでございます。

藤沢ちあき（自民・南区）： すいません。市の職員に対しては、どのように実践させていくつもりでられるのか教えてください。

担当課長： お手元の資料のですね 10 ページ。市の責務というところに今後の案に含め検討しているところを書かせていただいておりますけれども、まずはですね私どもの市職員対応というものを定めておりますけれどもこちらにつきまして条例上のですね位置づけを与えて、きちんと遵守をするということを明記をしまいたいというふうに思っております。またこの市職員対応要領につきましては、昨年度の差別事案を受けまして、具体的な対応方法などを追加する形で改正をしまして、全職員に配布して周知を図ったところでございますけれども、毎年ですね 12 月 3 日から 9 日の障害者週間に合わせて、この意識のバリアフリー行動の働きかけと併せまして周知徹底を現在も図っているところなんですけど引き続き図らせていただきましてですね、市職員においては、また研修なども十分に活用しながら、意識のバリアフリー行動の徹底について取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

藤沢ちあき（自民・南区）： すいません。今の市の職員の話ですが、でしたがその次の下の資料の事業者市民の責務、市・事業者・市民の方にも積極的に意識のバリアフリー行動を実践するように努めることを追加であります、事業者・市民に対してはどのように進めていくつもりか、教えてください。

担当課長： 今回の差別事案に関しましては、本当に市の責任が第 1 だと思っておりますけれども、やはり事業者、市民の皆様にもですね、今一度障害者理解についてですね、普及を図っていく必要があるというふうに考えておりますので、こういった障害の特性を理解して障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践するあいサポーターを養成するですね、ナゴヤあいサポート事業ですとか、それから障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業といった新規事業なども今回検討しているところもございますので、こういったものを通じてですね、今一度事業者市民の皆様意識のバリアフリー行動を促していけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

藤沢ちあき（自民・南区）： 条例改正を通じて二度とあのような差別事案が起きないようにしてもらいたいと思っております。本当にこのことを障害者に対してどういうふうに進めていくのか当局の決意をお聞きしたいと思います。

地域共生社会推進担当局長： 私もあの検証委員会に委員として参加をさせていただいておりました。健康福祉職は障害者差別解消の所管といたしまして、当日、差別発言を受けられた方だけではなくて障害当事者ですとかご家族、支援者などそういった立場に立って二度と同じことが生じないように、検証と再発防止に向けて取り組みを検討するという立場で参加

をさせていただきました。今回の差別事案が本来であれば、障害者の人権を守るべき立場の市の職員が、市が主催する討論会で起きたということで、市職員の人権意識の低さということが指摘されたところでございます。

特に当日障害がある方に対する、我慢せいですとか、凶々しいといった発言については明確な障害者差別、障害者を排除する発言であったということにも関わらず、差別発言だとの認識が、当日の職員にどれだけあったのかという指摘もされております。

健康局からも職員参加しておりましたが、傍聴という立場でしたので不適切な発言ということも認識しながら動けなかったということでもありますけれども、その他多くの職員がおりましたので、適切な対応ができなかったことにつきましては市の職員の障害者理解が十分浸透していなかったということで、健康福祉局としても努力不足であったというふうに大いに反省しております。

今回の事案の根底には障害者に対する差別偏見、無関心無意識といった意識上のバリアがあったのではないかと考えております。本市では障害当事者の方の提案で平成20年度から意識のバリアフリー行動宣言というものをしております。

その原点に立ち返って障害や障害のある方のことを正しく理解して、自分事として困っている方に声をかけると、そういった意識のバリアフリー行動を一層推進していくことを必要があると考えおります。そのため職員対応要領ですとか、実効性のある研修を進めてまいりたいと考えております。

また最終報告にも今後同様な事案が生じないようにするため、市事業者市民が障害者に対する差別偏見のない共生社会を実現するために協調してことが必要であるというふうに指摘していただいております。

また条例において行動指針を示すことも必要というふうにされております。

それを受けまして条例においてもしっかりと意識のバリアフリー行動を規定して取り組んでいきたいというふうに考えております。

合わせて先ほどから説明しております、市が差別の当事者となった場合の紛争解決の仕組み作りについても条例に規定することで、当事者の方が泣き寝入りすることのないようにしていきたいと思っております。

さらに対話によるバリアフリーの仕組みの推進ですとかサポート運動などによりまして自然体で意識のバリアフリー行動を実践して社会全体に障害と障害者理解を進めまして、障害者がこれ以上、心無い差別発言や、社会から排除されることのないよう障害者、障害のある方だけが我慢を強いられることのないように共生社会の実現に向けて、健康福祉局が主体的に積極的に関わりながら、二度とこのようなことが起きないようにしっかり取り組んでまいりたいと思っております、以上です。

藤沢ちあき（自民・南区）： ありがとうございます。本当に担当局長が言われたように原点に立ち返って自分こととして考えていただいて、障害者のことについて取り組んでいただきたいと思います。

本当に条例改正がありますので条例改正を通じて今後の主として多様性を尊重してあらゆる差別を許さないという姿勢で取り組んでいってほしいと思います。以上です。

岩本たかひろ（自民・緑区）： 先ほどのご質疑の中で、改正点が大きく二つあると本当はあってはならないことが、昨年度の差別事案が発生をして起きたことによりこの改正が行われているということによろしいんですね。

担当課長： 主な今ご説明した改正事項につきましては委員のご指摘の通りということでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）： 市を加えたっていうのとあと行動指針を定めた事が2点大きなところだということに理解をいたしまして、例えば名古屋市は今回入りましたけども、他の自治体でやられているようなところがあるんですか。

担当課長： いわゆる行政を相手方としたいいわゆる助言斡旋の仕組みについてということでお答えをさせていただきますと例えばですね、政令市ではですね実ははっきりと相手方としているところは見受けられないのですけれども、近隣の都道府県で申し上げますと、愛知県と三重県の条例におきましては、行政もそういった差別をしようという対象になりうるという形で助言斡旋の対象に含めているというところがございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）： わかればいいんですけども、定めたきっかけというのはあるんでしょうか、

担当課長： 例えばですね、愛知県では平成27年に障害者差別解消推進条例を制定をされておられます。その制定のときの附則にですね、施行後3年経過で見直しを行うというふうにしておる中で、その見直しの作業の中でですね、実際にその間の差別相談の現実を踏まえまして行政が関わる案件もでてきたということですね、平成31年の条例改正において、行政機関を含むように改めたというふうにお聞きをしております。三重県におきましては平成30年にこちら条例制定されておられますけどもこれは当初だから含めていたということございまして、こちらについて何て言いますか当たり前のものとしてそのように考えていたというふうにお聞きをしております。

岩本たかひろ（自民・緑区）： そうすると、三重の場合は想定をしていた、愛知県改正したということに理解をいたしました。

12ページのところの、本市の施策整備における当事者参画の仕組みの検討状況、この中で検討状況の中で、下の方に書かれておりますけれども、仕組みの検討段階から当事者の意見を聞きながらというところが、これまでの議論の中で各政策バリアフリーですとか、障害者

の差別の話ですとかの話ですとか、当たり前には障害があるないに関わらずみんな当たり前には生活ができる暮らししていけるっていうような施策をやってるのがこの健康福祉局なので、これどういうことなのかなと思って今まで聞いてなかったということなんですかね、ちょっと意味がなかなかわかりづらいんですけども、教えていただければと思います。

バリアフリー整備に係る調整企画調整担当課長： ただいまですね、当事者参画の仕組みというところで、今まで当事者の意見を聞いてこなかったかというようなご質問がございました。本市におきましては、これまで公共建築物など、各種の施設を整備する際には、福祉都市環境整備指針に基づきまして歴史的観点から、施設のバリアフリー整備に努めているところでございます。

意見聴取につきましては、福祉都市環境整備指針の当事者が参加し、当社と共に決めていく過程を経て、必要な配慮について理解を深め、整備を進めていく取り組みが必要という理念などに基づきまして、一部の整備につきましては、意見聴取を行ってまいりました。

岩本たかひろ（自民・緑区）： 一部の必要な配慮っていうのは、やはり必要なことだと思うんですけども、先ほどの福祉都市環境整備指針で全庁的な仕組みをこれから作っていかうということと理解をいたしますけども、きっかけがこの昨年度の差別事案の件でということであれば、中間報告があり最終報告があってこの13ページの(4)のところの対話によるバリアフリーを推進するための仕組みを整備していき、次にですね、市が公共建築物を整備するにあたりというようなくだりがあるんですけども、この点について少し触れさせていただきたいんですけども、そうすると次の14ページに向けていきますけども、これを受けてバリアフリー整備相談支援事業というところがあります。これをずっと読み進めていくと、要件の中にこの公共建築物というものがあり、いろいろと高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、特別特定建築物のうち床面積の合計が2000平米以上のものの新築増築改築、リニューアル改修等とかというような要件が出てくるんですけどもこの対象としているイメージを分かりやすくお伝えさせていただきたいんですけども、どんなイメージをされているんですか。

担当課長： 現在、本事業におきまして、当事者参画の対象要件につきましては、庁内および当事者の方々と共に検討しておりますが、対象要件のうち、委員ご指摘ありました公共建築物につきましては、バリアフリー法の移動等円滑化基準への適合義務の対象とされている特別特定建築物のうち床面積の合計が2000平米以上のものの新築増築、改築等に加えリニューアル改修等対象とさせていただきます。

具体的な施設を申しますと、特別特定建築物への該当や床面積等につきましては、最終的には建築物を建築する際の手続きである計画通知等において判断されるものでございますが、具体的に言うと市民会館など、区役所など該当する想定でございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）： わかりました。名古屋市役所も対象なんですよ。先ほどあの1階で何気なく見ると、傍聴席もバリアフリーの対応の傍聴席があったりとかそういうところを含められているのかなと思いつつ、ストレートにいうとこの差別事案が発生を本当に2度と起こしてはいけないので発生した元となるのが、名古屋城の昇降機をどうするのというようないわゆる討論会のことだったと思うんですけど、そうすると名古屋城も対象になっていくというイメージでよろしいんですか。

担当課長： 今ですね、公共建築物に対して名古屋城木造天守の復元は該当するのかというご質問をいただきました。名古屋城天守につきましては所管局である観光文化交流局からは、かつて文化財であった建築物の原型を再現するものとして、建築的基準法の適用除外を受ける予定であり、これが認められれば、この特別特定建築物からは除外されるとお聞きしております。そうした場合名古屋城木造天守の復元につきましては、この本事業の当事者参画の公共建築物の対象要件には当てはまらないと考えております。

岩本たかひろ（自民・緑区）： 確かに今の建築基準法でいくと、私も詳しくはないんですけど、名古屋城って何階建物なのかなっていう木造の5層5階地下1階なので、5階建ての木造住宅というような形でいくと作れないわけですよ、建築基準法上。ただ、文化庁さんから言われれば適用除外になり、その名古屋城も対象となるということになるんですよ。確認です。

担当課長： 今委員ご指摘の通り、令和2年の衆議院参議院の国土委員会によるバリアフリー法案に対する付帯決議におきましては、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備のあり方について、高齢者障害者等参画検討が行われるよう必要な措置を講ずることとされております。

岩本たかひろ（自民・緑区）： 国の方でもそういった事も想定されながら検討していき、この中に組み込まれていけるんだなということは理解をしました。前回の決算の中でも中間報告最終報告を受けて、やはりあの健康福祉局が積極的にこれは局長からもご答弁をいただいた中に積極的に健康福祉局が関わっていくことがとても大事なことなんだってということは私も聞いておりますし先ほどのバリアフリー相談支援事業が、名古屋城も対象となっていくだろうと、そしてやはり当事者のやっぱり仕組み当事者の意見を聞きながらというようなところもあるとは思いますが、やはりプラス当事者の声もさらに聞いていくという理解でよろしいですか。

担当課長： 障害者差別解消法などの趣旨を理解し、障害のある方に対して適切に対応することにつきましては、健康福祉局のみならず市職員の責務だと考えており市の施設整備を行う場合におきましても、各所管局で適切に対応していただきたいと考えております。

しかしながら、今、委員ご指摘の通り最終報告にはバリアフリーに関する検討に当たっては、健康福祉局が積極的に関わること、また、各局と連携して取り組むことが今後の差別事案防止、障害理解の点で有用であると記載してあり健康福祉局としても重要な役割だと考えております。

岩本たかひろ（自民・緑区）： ありがとうございます。

先ほど来は担当局長も二度と起こしてはいけない共生社会の実現に向けて、二度と起こしてはならないというところで、今、全庁全市一体となって、それも有識者の皆様とそして各種団体の皆様と共に歩みを進めていく漸くスタートきてるのかなという認識であります。そんな中で本当に非常に私も大変憤りを感じておりながら、今までこれまで積み上げてきた信頼、信用を失墜させるような松雄副市長のスタンドプレーというのは許せない。

そんな中で今後このような今日のような所管事務調査をやっていただき、条例を改正をしていくという中で本当にバリアフリーについて、障害者差別の問題も含めて解消に含めての考え方で本当に総括して、今後どのようにしていくのか当局の意見をお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

山田健康福祉局長： 決算委員会の中でも申し上げたことですが、私も6月3日のあの場におりました。そういう中で何も自分自身が行動できなかったということ、本当に深く反省をすると共に自分の知識のなさ、それから意識の低さというものに対してある種、何て言いますか、自分自身に対して失望したとそういうところも本当にございます。そういうような反省を踏まえまして縷々検証委員会の中でも検討がなされてきた、そして人権というものをどうやって我々職員のみならず、当然、一人一人の市民のその意識の中にどうやってそれを浸透させるのかということが本当に非常に大事だというふうに思っております。まずそのためには我々職員一人一人がそういう認識をしっかりと持ち、そして繰り返しそういう勉強を積み重ねてですね、範を示すと言ってはちょっと偉そうですね、我々がそういうつもりを持ってやっていかなければ当然、市民にそういう思い、気持ちが伝わるわけではないというふうに思っております。

この名古屋の天守閣の問題につきましても、どうやって今後進めていくのかということについてはまた事業局の方で議会の皆様方ともしっかりと議論をして進めていかれるということだというふうには思っておりますが、私どもとしましてもですね、せっかくこういう仕組みを何かを作ってやっていくということでございますので、しっかりと積極的に関わって市民のために何がいいのか、それからはしっかりと障害あるいは高齢者あるいは子育て、あるいはLGBT含めていろいろな生きづらさを感じている方々のご意見をしっかりと伺うような場をしっかりと設定をして、そして日本に誇れる、世界に誇れる木造天守としていただけるような、そういうことについてしっかりと事業局と話し合いながら進めていければというふうに考えております。以上でございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）： また木造の天守の名古屋城の話は所管でどのようにするのか、ただやはり各局、人権であればスポーツ市民局で障害者差別解消についてはこの健康福祉局、各局責任のあるスペシャリストの皆様方と共にお城をどのようにしていくのか、もちろん有識者そして各種団体の皆様とこれは一度、もうこれ信頼を失っておりますので、再び積み上げていくという信頼を取り戻すのは非常に大変なことだし、難しいことだと思いますけども、ようやくスタートに立ってこれからどうしていくのかっていうのを真剣に考えて取り組んでまいりましょう。

先ほど生きづらさというところ私も今あると思います。障害があるなしにも関わらず、やはり誰もがやっぱり名古屋っていいよねって、暮らしやすい街じゃんっていう、そんな街にしていきたいという思いも含めての、この条例だと思いますので、引き続きそのような名古屋にしていきたいように、皆さん取り組んでやっていってください。

以上で終わります。

近藤和博（公明・緑区）： すいません。一点だけちょっと今思いついたというか、今ちょっと見えてしまったので、今と別のところなんですけれども、ちょっと確認だけさせていただきたいんですが14ページのバリアフリー整備相談支援事業の案のところの当事者参画の対象のところ、岩本議員の方から議論してもらいましたけれども、ウの公園のところ、これ実は私もかつて、あの本会議で提案をさせていただいて、今鶴舞公園を、いわゆるバリアフリー整備をすると共にユニバーサルデザイン、インクルーシブ公園ということで、26年のオープンを目指して今土木局が進めていただいているところで、ここには当事者の保護者の方のご意見をできるだけ多く反映するんだということで、ご意見聞きながら設計もしていただいていると思うんですけども、この表現を捉えて申し訳ないんですけど、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園のうち面積4ヘクタール以上の公園の新設または移動等円滑化、園路を含む大規模な再整備で当事者が必要と認めるもの、この当事者が必要と認める者という表現がちょっといまいच्छりこないんですけども、ここはどういう意味で書いてあるのか教えてもらっていいですか。

バリアフリー整備に係る企画調整担当課長： 当事者参画の対象の公園でございますが、今年度からですね、庁内推進会議またはプロジェクトチームというものでいろいろ議論してまいりました。公園を所管する担当局の方ともお話をしてもらって、面積4ヘクタールという数ある都市公園の中で公園というものが、当事者の関心の高い公園、低い公園ってのが結構温度差があると、小さい公園でも興味を持たれる方もいらっしゃるし、やっぱり大きい公園でも持たれる方があるということで一度そういう声もお聞きして、やっぱり関心のあるものをしっかりやっていただきたいということで、その思いからこの言葉を追記させていただいております。

近藤和博（公明・緑区）：そこは私ちょっと大きく考えが違ってまして、4ヘクタール以上の大きな公園であれば、こういう表現は私むしろいらんんじゃないのかなって思うんですね。

やっぱり考え方の前提として、そういうバリアフリーの前提に立った街作りをしていく以上は、今答弁の中で関心のあるものもあれば関心のないものもあるとおっしゃいましたけれども、関心のあるなしで当局判断していくのかと、そうではなくやはり考え方としてですけども、これだけ大規模な公園である以上は、皆さんの前提にそこがないと私はいかんと思うんですけど、ご意見いかがでしょうか。

担当課長：委員ご指摘の通り、委員ご指摘ありましたように、公園が関心のあるものだけをやっていくのではなくて、4ヘクタール以上の都市公園は、やっぱり必ずやるべきものだとご指摘は確かにごもっともでございまして、実際に4月から庁内推進会議とか13ページにございますように、障害者団体福祉のまちづくり推進会議など障害者団体の方々とも意見を聞いておまして、ある一定程度の理解は得ているところでございます。しかしながらそうですね、今、委員ご指摘のありましたところは15ページの今後の予定の中でも、庁内推進会議、または障害団体の方々とお話をしてみますので検討課題として議論させていただきたいと思っております。

近藤和博（公明・緑区）：15ページのその他の一番上のところでね、施設等所管課および施設職員のバリアフリーや当事者の特性に関する研修支援を行うと共に、よりよい整備に向けた検証を行っていくとこういうふうに取り組んでいくということは、やはり皆さんやっぱり職員さんの意識の中に、こうしたやっぱり前提を私は持っていた上で、全ての施設整備に当たっていただきたいと思っております。この書き方はややもすると関心のない公園は対象としませんよと、関心のあるものがあったら教えてくださいと、待ちの姿勢が少し私は伺えてならないんですね。ややもするとそれが、何といいますか、陰のバリアになってしまう恐れもあるので、こうしたやっぱり表現は、私は見直すべきだなっていうふうに思っておりますので、やはり施設整備に当たって、一定の規模のものに関しては、その前提にやっぱり当事者のご意見を聞いていくという姿勢で臨んでいただきたいなというふうに思っておりますので、その辺も検討よろしく願いいたします。以上です。すいません。せっかくなので答弁していただければ幸いです。

地域共生社会推進担当局長：ただいま近藤委員からご指摘いただきましたように、障害のある人もない人も共に参画できるというのが障害者理解の基本でありますので、当事者が求めるというわけではなくてもこちらからユニバーサルという考えで事前に参加できるように整備しておくという視点でも重要かと思っておりますので前向きに検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

うかい春美（民主・中村区）： お願いします。実はこの障害のある人もない人も共に生きるための施策の推進ということでこうして進めていっていただく。しかも名古屋城の建築の木造建築などの意見交換会によって、そのきっかけとさせていただけたということは良かったことなのかなと思います。大変当事者の皆様方今ね本当に苦痛を感じていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいますが、こうやってしっかりとやっていただければいいんですが、特にですね障害者の団体の方やそれから市の職員とかに、このことってというのがよく表れているんですが、私は先ほど藤沢委員もおっしゃってみえたんですが啓発等のところに出てるんですけどね。

あの市の市職員事業者および市民がって書いてある意識のバリアフリー行動を実践してありますこの意識のバリアフリーってというのはとても浸透させていただくの難しいなっていうのはというのはですね実は、昨日の夜ですね、ある高齢者の方が聞いて聞いてって言ってちょっと憤りを持ってお話をされて、そういう部分、以前からもそういうのは感じていたなとは思いますが、あるスポーツのグループをやっているそこに障害を持った方が会員として入ってらっしゃって、自分たちはそれは当然として一緒になって毎週1回やるんですけども、その大きな大会があるところでその方のお名前を出して、これで参加表明みたいな感じ、したらその大きな大会の方の方からですね、こういう方がいらっしゃると困るなというようなことをですね、ごめんなさいね表現がちよっと急に言ってるのであれですけども、困るなというようなことをおっしゃられたと。でも私達はいつも一緒にやってるよ、何も困ることないよって言ったけど、いやこれは困ると言われてしまったその方にお伝えすると、そうやって言われたから、いやでもその人をもう参加できないからねなんていうのは絶対に言いたくないし、そんなことはいいのとかですね。そのときに、実は言っちゃいけないから言っていないな。

実はそれに関連する職員さんもですね、聞いてらっしゃったと思うんだけどっていうことなんですけど、何も言えなかったっていうことなのかなと思うんですけども、そういったふうなことがあったということで、そんなことあってどうするのって言ってその方怒ってみて、本当にその方のおっしゃる通りだなというふうに思うんですけども、ごめんなさいねぼんやりとしか言っていないので、この意識のバリアフリー私は心のバリアフリーって言ってたんですけどもそういったことがこの中でどのように表されていくのかなっていうのが、先ほど局長さんがねもういろいろ締めていってくださったんですけどもそういうことは難しいですってね、そのことも難しいですとこれから考えていかなければいけないっていうふうにおっしゃってみえたんですけども、こういうことを進めていく以上、そのこともやはり検討課題の中に入っているのではないかと思うので意識のバリアフリーを、本当に団体に入ってる人とかそういうんじゃないくて、普通、一般の方々にどのように広めていくのか、それが嫌だなと私は思うんですけども、お考えをお聞かせください。

障害者差別解消バリアフリーの推進担当課長： 意識のバリアフリーにつきましてどのように広めていくかということでございます。

繰り返しになりまして恐縮でございます、まず私どもこの今回の条例改正に当たりまして、意識のバリアフリーいうものをきちんと条例上まず定義をしていきたいというふうに思っております。そして具体的に広めていく方法といたしましては、様々なです機会を捉えて普及をしていきたいと思っておりますけれども、例えば今年度中10月から開始をいたしますあいサポート事業というものがございましてこれ本当に市民の皆様様に研修という形で受けていただく必要があるんですけれども、そういった障害の特性の理解、それから障害の疑似体験などを通じて、障害について理解をしていただきまして学んでいただいた上でですね、例えばその場において、この意識のバリアフリーをです行動宣言という形で私ども今四つにまとめておりまして、具体的には正しく理解をしましょうとか、困っている人には積極的に声をかけましょうとか、わかりやすく情報を伝えましょうとか、移動のバリアをつくらないように気をつけましょうといった4点になるんですけれどもこういったものを行動宣言としてまとめておりますので、必ずそういったあいサポート運動などの研修を受けていただいた場合には、お一人お一人にです、ちょっと配付をさせていただいて、ちょっとこの部分をきちんとまた皆様ご理解をいただいでです、この意識のバリアフリー行動に努めていただきたいというふうに、毎回説明をしていこうというふうに思っております一つの例ではございますけれども今後、この意識のバリアフリー行動というものを本当に一つの行動指針として、私どもいたるところでといいますか、普及させていきたいというふうに思っておりますので、そのような形でまずは進めていければというふうに考えているところでございます。

うかい春美（民主・中村区）： あらゆるところでです、そうですね。あらゆる皆さん周知してわかっていただく。そういった機会をあらゆるところで、本当に設けていただきたい。なぜならバリアフリーということに対して関心を持っている人は、1回2回3回と広げてくださる。

例えばテレビだとか、あるいはラジオ等で一生懸命発信してくださる、それにすぐに耳を傾けてくださる方、そういうことに本当に関心もたないあるいは近くにそういう方がいらっしやらないから、あのあまり気づかないわってというような方々、いろいろ市民の皆さんいらっしやいますので、そういった方々のところへも届いていくような方法あらゆる手立てを考えていただいで、やはりたび重なるということが大事だと思ふんです、ね度が下がってんですけど、何度もお伝えをしていくっていうのも大事だし、それこそ名古屋の誇るね育成の仕組みがありますけれども、そういったところも生かしていただくあるいは、もう町内単位の方も生かしていただくとかです、ね、いろいろ啓発のところでは、よくあるのが出前授業なんであるいは出前何とかがありますね。ああいうようなことも積極的にお願いしながらです、ね、本当に名古屋の街に行ったら日に何度もです、ねこのことについてどこかで触れることができる意識を持つことができる。

もちろん学校などではです、ねちゃんと12月が人権週間としてです、ね、いろいろやっています。

子どものときからそれは大事なことです。その方たちが大人になったときも、そのことが全て身についても身にしみていると、みんな一緒なんだよと、バリアフリーだよって、名古屋そういうバリアフリーの街なんだよというようなことですね意識できるようにバリアフリーというところの、具体的にやっぱり示しながら、こういう計画の改正ですね、この方もしていただきたいなということをお願いしておきます。以上です。

委員長 浅野有（自民・西区）：他に。よろしいですか。

他にないようであります。以上で本件を終了いたしますそれでは、当局の入れかえをお願いいたします。